

令和7年第1回八千代町議会定例会会議録（第1号）

令和7年3月5日（水曜日）午前11時15分開会

定例議会の告示

八千代町告示第6号

令和7年第1回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月26日

八千代町長 野 村 勇

1. 期 日 令和7年3月5日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

な し

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君

総務部長	生井 好雄君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産業建設部長	青木 譲君
教育部長	小林 由実君	秘書課長	市村 隆男君
まちづくり 推進課長	斉藤 典弘君	総務課長	鈴木 和美君
財務課長	中川 貴志君	税務課長	岩坂 信幸君
国民年金課長	諏訪 敦史君	福祉介護課長	栗野 直人君
農業委員会 事務局長	齊藤 武史君	産業振興課長	瀬崎 清一君
都市建設課長	倉持 浩幸君	上下水道課長	秋葉 通明君
会計管理者兼 会計課長	鈴木 佳奈君	総務課補佐	石塚 浩二君
財務課補佐	山中 昌之君		

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補 佐	菊 佐知子
主 幹	小竹 雅史		

議長（上野政男君） 会議に先立ち、申し上げます。

本定例会におきまして、会議に使用することを目的としたタブレット端末、ノート型パソコンの持込みを議会出席者に許可をいたしますのでご了承願います。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回八千代町議会定例会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

令和7年3月5日（水）午前9時開議

開 会

諸般の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 八千代町子育て交流サロンの設置及び管理に関する条例
- 日程第4 議案第2号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第3号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 八千代町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 八千代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第6号）
議案第9号 令和6年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第10号 令和6年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第11号 令和6年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第12号 令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第13号 令和6年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第14号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第15号 6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業太田地区排水路護岸工事請負変更契約の締結について

諸般の報告

議長（上野政男君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果については、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付をいたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長でありますので、報告をいたします。

行政諸般の報告

議長（上野政男君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可をいたします。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ご苦労さまです。令和7年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多用中にもかかわらず、ご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、行政の諸般事項についてご報告をさせていただきますと思います。

まず、2月26日に発生しました岩手県大船渡市の林野火災で被災された多くの方々に、この場をお借りいたしましてお悔やみ、そしてお見舞いを申し上げたいと思います。

初めに、令和6年度八千代町総合表彰式についてご報告申し上げます。総合表彰式につきましては、八千代町ほう賞規則に基づき、町の進歩発展に功績のあった方や団体に對し表彰するもので、例年3月に実施しております。本年度は、3月15日土曜日午前9時から、中央公民館大ホールにおいて実施いたします。議員各位におかれましても、万障繰り合わせの上、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、岩手県大船渡市の林野火災に係る応援対応についてご報告申し上げます。2月26日に発生しました岩手県大船渡市の林野火災に係る応援対応について、茨城西南広域消防本部から連絡がありましたので、ご報告いたします。

消防庁長官からの要請に応じ、西南広域消防本部職員を2月27日に第1次派遣隊として12名を、そして水槽車2台と拠点機能形成車1台、支援用バス1台とともに派遣し、消火隊及び後方支援隊として活動しております。3月2日には、第1次派遣隊と入替えて、第2次派遣隊12名を派遣し、消火活動等に従事しておりますのでご報告いたします。

なお、4日午前6時現在で市面積の8%、2,600ヘクタールを、そして市民4,600人が避難指示を受けているという形でございます。いまだ鎮火に至っていないということでございますので、無事をお祈りしたいというふうに思っております。

続きまして、「茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定締結」について、ご報告申し上げます。県では、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするため、「茨城県水道ビジョン」に基づき、水道施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出、人材の確保などを可能とする広域連携の検討を進めてまいりました。その中で、施設最適化や財政シミュレーション等を検証し、「単独経営」と「広域連携」を比較検討してまいりました。そして、総合的に広域連携のほうが費用を抑制できる等メリットが大きいと判断いたしまして、さる2月26日に開催されました茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定の締結式に参加いたしました。広域連携に加わらない自治体につきましては、表流水などの取水源を既に確保していますが、古くから水の問題で苦しむ当町において、課題解決に向けた取組となります。

続きまして、ペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクルに関する協定についてご報告申し上げます。この協定は、資源循環型社会の実現を目指し、地域で排出・回収されるペットボトルを、新たなペットボトルへ何度もリサイクルし続ける地域を目指す取組でございます。現在、日本では使用済みペットボトルの92.5%が回収され、全体の85%がリサイクルされています。この高いリサイクル率から、日本ではペットボトルの多くは「ゴミ」ではなく、「資源」として確実に有効利用されるようになってきました。また、ここ十数年で缶・瓶同様にペットボトルも「ボトル to ボトル」水平リサイクルが可能になりました。

リサイクル先を「見える化」し、住民の分別の意義の理解と分別意欲向上に寄与することを目的として、今月14日金曜日に民間企業であるサントリーと協定式を実施予定でございます。

続きまして、带状疱疹ワクチンの接種についてご報告申し上げます。带状疱疹ワクチンの接種につきましては、令和7年度から定期予防接種（B類疾病）になることが国で制定されました。接種対象者は、接種当日65歳の方と60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とされておりますが、開始5年間は経過措置といたしまして、年度末年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方に接種機会を設ける方針で、100歳以上の方は令和7年度に限り、全員が対象とされております。

町では、対象者に带状疱疹ワクチン接種費用の助成を予定しております。詳細につきましては、町の広報紙やホームページ等で情報を発信し、接種勧奨に努めていきたいと

考えております。

続きまして、HARUIROウォーキングの開催についてご報告申し上げます。ウォーキングは、スポーツが苦手な人でも手軽に楽しめることから、スポーツの基本となるウォーキングイベントを通して、地域住民間の交流を促進するとともに、住民の健康増進を図ることを目的として、昨年に引き続き、八千代町スポーツ協会・八千代町教育委員会の共催にて、4月6日、日曜日になりますが、HARUIROウォーキングを開催いたします。コースは、クリーンパーク・きぬを起点として、鬼怒川右岸堤防を南下、駒城橋を渡り、鬼怒川左岸堤防を北上、鬼怒川大橋を渡り、クリーンパーク・きぬをゴールとする周回コース約7.5キロとなっております。桜の花や菜の花を眺めながら、人と人との絆を深め、心と体の健康を維持するための催しでございますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和5年度決算に係る統一的な基準に基づく財務書類についてご報告申し上げます。今回、作成いたしました財務書類は、総務省の通達に基づき全ての地方公共団体が作成するものであり、当町では一般会計、特別会計、企業会計を含めた町全体の会計のほか、土地開発公社や社会福祉協議会等の第三セクター及び一部事務組合との連結会計を含めたものとなります。財務書類を作成することにより、財政の透明性を高め、町民に対する説明責任を果たし、財政の効率化、適正化を図るとともに、地方公共団体間の財務状況の比較や資産状況が「見える化」され、セグメント分析の実施が可能となるため、限られた財源を賢く使うという考え方が普及していくことが期待されております。

このほかにも財務指標として、住民1人当たりの資産額及び負債額、行政コスト、そして受益者負担の割合などについて、資産形成、世代間の公平性、持続可能性などの数値も示しておりますので、後ほどご覧おきいただきたいと思います。

最後に、契約関係につきましては、別紙「契約関係報告書」のとおりでございます。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、各事業がおかげさまをもちまして順調に進んでいますことを感謝するとともに、今後の施策の推進への議員各位のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上野政男君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、４番、吉田安夫議員、５番、谷中理矩議員、以上２名を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

議長（上野政男君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討をしていただいております。その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

水垣議会運営委員長。

（議会運営委員長 水垣正弘君登壇）

議会運営委員長（水垣正弘君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告を申し上げます。

去る２月25日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、令和７年第１回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。執行部から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から14日までの10日間とすることに議会運営委員会としては決定をした次第でございます。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。
議長（上野政男君） ただいまの議会運営委員長の報告は、令和７年第１回八千代町議会定例会の会期を本日から14日までの10日間とするものであります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から14日までの10日間とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの10日間とすることに決定をいたしました。

日程第３ 議案第１号 八千代町子育て交流サロンの設置及び管理に関する条例

議長（上野政男君） 日程第３、議案第１号 八千代町子育て交流サロンの設置及び管理に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第1号 八千代町子育て交流サロンの設置及び管理に関する条例の提案理由をご説明させていただきます。

本案は、子育ての相談、子育てに関する情報提供及び子育て中の親子が気軽に集い交流することができる場所の提供を行い、子育て中の親の孤立感や不安感の解消を図り、子どもの健やかな育ちを支援するため、八千代町子育て交流サロンの設置、管理について必要な事項を定めるものでございます。

なお、子育て交流サロンの設置場所につきましては、現在空き家となっております旧西豊田駐在所を改修し、利用いたします。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長(上野政男君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町子育て交流サロンの設置及び管理に関する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町子育て交流サロンの設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第3号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第４、議案第２号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第３号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上２件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま一括上程されました議案第２号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第３号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和６年８月の人事院勧告に基づき、一般職及び会計年度任用職員並びに特別職の給与の改正を行うもので、本年度の人事院勧告も昨年度と同様に、民間との給与較差に基づく増額の給与改定、期末・勤勉手当の引上げ等を行うものとなっております。

初めに、議案第２号の一般職及び会計年度任用職員の給与に関する条例等の改正内容についてご説明申し上げます。

改正条例の第１条において、人事院勧告に準じ、若年層に重点を置いた一般職の行政職給料表及び医療職給料表の引き上げ、並びに１２月支給の期末手当の支給月数を１.２２５月から１.２７５月に、勤勉手当の支給月数を１.０２５月から１.０７５月にそれぞれ０.０５月引上げとなっております。

改正条例の第２条につきましては、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を一般職と同様となるよう改正するものでございます。

これらの改正につきましては、令和６年４月１日に遡って適用するものでございます。

次に、改正条例の第３条及び第４条につきましては、人事院勧告に準じ、令和７年度以降の行政職給料表及び医療職給料表について、職責や職務を重視した引上げを行うとともに、期末手当や勤勉手当につきましては、６月期と１２月期とで均等になるよう配分するため、期末手当の支給月数を１.２５月とし、勤勉手当の支給月数を１.０５月とするものでございます。

また、今回の人事院勧告に基づき、令和７年度より地域手当の支給及び扶養手当の改定を行うものでございます。

まず、地域手当につきましては、茨城県は一部の自治体を除き、一律４％となりますが、支給割合の引上げに要する原資を考慮し、経過措置を設けて段階的に引上げを行っていくものでございます。扶養手当につきましては、配偶者及び子の支給額を段階的に改定するものでございます。

その他の改定といたしましては、令和７年度から５０歳代後半層の給与水準の上昇を抑制し、官民較差を縮小するため、５５歳を超える職員の昇給抑制を行うよう改定するものでございます。

続きまして、議案第３号の特別職の給与等に関する条例の改正内容についてご説明申し上げます。

特別職につきましても、一般職の期末手当の改定に準じまして、改正条例の第１条において、令和６年１２月支給の期末手当を１．７月から１．７５月とし、改正条例の第２条において、期末手当の支給割合を令和７年度から６月期と１２月期に均等に配分するため、支給月数を１．７２５月に改めるものでございます。

以上、一括上程されました給与条例等の一部改正に関する両議案について、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　討論なしと認めます。

これから議案第２号　八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第３号　八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、２件を一括して採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第3号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第5、議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、八千代町健康増進・食育推進計画策定委員会の設置に伴い、八千代町特別職の職員で非常勤の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 八千代町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第6、議案第5号 八千代町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行及び茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部が改正されることに伴い、八千代町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、土地の埋立て等に対する町の許可対象面積を5,000平方メートル未満から3,000平方メートル以下に引き下げ、また災害防止を目的とする規制が宅地造成及び特定盛土等規制法に移行されるため、重複する条項を削除するものでございます。

以上、提案理由を申し上げますが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第7、議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、政府が進める「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、アナログ規制の一つである常駐・専任規制に該当する規定を緩和する改正を行うほか、所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、これまで指定工事店の営業所ごとに、排水設備主任技術者を1名以上専属させる必要があったものを、同一県内であれば他の営業所と兼任が可能となるよう改正するものでございます。

この改正条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 八千代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例

議長(上野政男君) 日程第8、議案第7号 八千代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第7号 八千代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和6年12月27日に総務省消防庁より、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、八千代町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、退職した消防団員に町が支払う消防団員退職報奨金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加する改正を行うものでございます。

追加された勤務年数35年以上の階級ごとの報酬につきましては、団長で107万9,000円、副団長で100万9,000円、分団長で94万9,000円、副分団長で90万9,000円、部長及び班長で83万4,000円、団員で78万9,000円となります。

消防団員の処遇改善を図るため必要な措置を講じることにより、団員の士気向上と人員確保を図り、地域消防力の維持・強化に努めてまいりたいと思います。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（上野政男君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君）　今の退職関係のあれで、今町長のほうで読み直ししましたけれども、35年以上というのは今までに存在するのですか、しないのですか。それちょっとお聞きます。

議長（上野政男君）　生井総務部長。

（総務部長　生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君）　ただいまの大久保敏夫議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

35年以上という区分については、今までは30年以上というくくりで30年以上であれば35年でも40年でも同じくくりとしてあったものでございます。それを今回の改正によって、30年以上から35年未満、35年以上という区分を新たに設ける、このような形でございます。35年以上40年は同じくくりになってくるという、ちょっとくくりを細かくしたとそのような改正でございます。

（「30年以上勤めた者はいるのか」と呼ぶ者あり）

総務部長（生井好雄君）　団員によっては、正確な人数は把握しておりませんが、20代から分団長、団長等の役職を経験していれば、35年を超えている方もいたと想定しております。

（「原則的にはいたということなんですね」と呼ぶ者あり）

総務部長（生井好雄君）　はい。

議長（上野政男君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第6号）

議案第9号 令和6年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第10号 令和6年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第11号 令和6年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和6年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第2号）

議長（上野政男君） 日程第9、議案第8号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第6号）、議案第9号 令和6年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第10号 令和6年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 令和6年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第12号 令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第13号 令和6年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第14号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま一括上程されました議案第8号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第6号）、議案第9号 令和6年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第10号 令和6年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 令和6年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第12号 令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第13号 令和6年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第14号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上7議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第6回目の補正で、歳入歳出それぞれ2億1,846万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億7,582万9,000円、1.9%の減とするものでございます。

以上が一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ1,710万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億8,761万4,000円、0.6%の増とするものでございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ66万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億284万4,000円、0.2%の増とするものでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。まず、介護保険特別会計保険事業勘定についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ4,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,512万2,000円、2.1%の増とするものでございます。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ553万円、9.5%の増とするものでございます。

以上が介護保険特別会計補正予算（第２号）の概要でございます。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第２回目の補正で、歳入歳出それぞれ375万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億1,278万3,000円、3.2%の減とするものでございます。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の概要でございます。続きまして、水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第２回目の補正で、３条予算において、水道事業収益を456万5,000円減額し、総額を５億2,529万7,000円、水道事業費用を2,488万3,000円減額し、総額を４億1,457万7,000円とするものでございます。

また、４条予算において、資本的支出を2,202万6,000円減額し、総額を１億333万6,000円とするものでございます。

以上が水道事業会計補正予算（第２号）の概要でございます。

続きまして、下水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第２回目の補正で、３条予算において、公共下水道事業収益を174万4,000円減額し、総額を３億1,392万円、農業集落排水事業収益を580万円減額し、総額を３億442万6,000円、公共下水道事業費用を1,068万7,000円減額し、総額を２億9,823万4,000円、農業集落排水事業費用を579万9,000円減額し、総額を３億499万4,000円とするものでございます。

また、４条予算において、公共下水道事業資本的収入を672万8,000円減額し、総額を２億2,947万8,000円、農業集落排水事業資本的収入を197万3,000円増額し、総額を8,878万9,000円、公共下水道事業資本的支出を879万円減額し、総額を３億1,465万2,000円、農業集落排水事業資本的支出を40万円減額し、総額を１億4,900万1,000円とするものでございます。

以上、下水道事業会計補正予算（第２号）の概要といたします。

以上、一括上程されました各会計の補正予算につきましては概要を申し上げましたが、この後、詳細につきまして担当部長よりご説明がありますので、よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君）　ただいま上程されました議案第8号　令和6年度八千代町一般会計補正予算（第6号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

先ほど町長が申しましたとおり、今回提案いたしました補正予算は、本年度第6回目の補正で、歳入歳出それぞれ2億1,846万8,000円を減額し、予算総額を111億7,582万9,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについて申し上げます。補正予算書の1ページをご覧ください。1款町税から14款使用料及び手数料につきましては、それぞれ見込額及び決定額に合わせて増減をするものでございます。

1款町税につきましては、それぞれの税目において調定額に応じ増減するものでございます。特に固定資産税で、主に償却資産の増加により1億9,655万9,000円の増となり、町税全体で1億9,226万円の増となっております。

10款地方特例交付金につきましては、定額減税の実施による減収補填特例交付金などにより9,764万5,000円を増額するものでございます。

11款地方交付税につきましては、普通交付税において今年度分の算定及び昨年12月の追加交付によりまして2億444万円を増額するものでございます。

続いて、2ページをご覧ください。15款国庫支出金、16款県支出金につきましては、それぞれ減額となっておりますが、こちらは事業費の決定に伴うものでございます。国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で8,297万9,000円の減、県支出金では、強い農業担い手づくり総合支援交付金で1,800万円の減などが主な要因でございます。

続いて、20款繰越金7,585万2,000円の増につきましては、令和5年度決算の繰越金でございます。

次に、21款諸収入3,270万5,000円の増につきましては、後期高齢者医療広域連合市町村負担金の精算などによるものでございます。

続いて、歳出について主なものを申し上げます。3ページをご覧ください。2款総務費につきましては、公共施設整備基金積立金を含みます財産管理費において5,513万1,000円、国県補助金返還金である諸費で5,471万7,000円、財政調整基金積立金を含みます財政調整基金費で1億753万1,000円などの増により、総務管理費1億9,627万3,000円を増額いたします。

そのほかにつきましては、年度末の調整による減額がほとんどでございますが、増額

となる部分につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に対応した人件費などが主なものでございます。

詳細につきましては、19ページ以降に歳出明細に記載してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、5ページをご覧ください。第2表、地方債補正につきましては、事業費の変更によるものでございます。

そのほか8ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書のほか、給与費明細書、地方債に関する調書、歳出予算事業概要書を添付してございますのでご覧ください。

以上、令和6年度一般会計補正予算（第6号）の内容について申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） それでは、私からは議案第9号 令和6年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第10号 令和6年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。補正予算書の表紙をおめくりください。今回の補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出をそれぞれ1,710万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億8,761万4,000円とするものです。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書の1ページ目をご覧ください。1款国民健康保険税につきましては、現年課税分を647万7,000円減額いたします。

5款県支出金につきましては、保険給付費の見込みや特別交付金の交付申請状況により2,173万3,000円を減額いたします。

7款繰入金につきましては、一般会計から繰入金を1,387万5,000円を減額いたします。基盤安定繰入金などの法定繰入金の減少によるものです。

8款繰越金5,918万6,000円の増額につきましては、令和5年度決算の繰越金となっております。

続きまして、歳出について申し上げます。2ページをご覧ください。1款総務費につきましては、人件費で72万6,000円を増額いたします。

2款保険給付費につきましては1,500万円、3款国民健康保険事業費納付金は2,880万

1,000円、5款保健事業費は200万円をそれぞれ減額いたします。実績と見込みの差によるものです。

6款基金積立金につきましては5,999万9,000円を増額し、6,000万円を支払準備基金に積立させていただきます。

7款諸支出金217万7,000円を増額につきましては、前年度の繰入金の精算による一般会計への繰出金となっております。

詳細につきましては、4ページ目以降に歳入歳出補正予算事項別明細書、また給与費明細書、歳出予算事業概要書を添付してございますので後ほどご覧おきください。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

なお、この補正予算につきましては、令和7年2月20日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいておりますことをご報告申し上げます。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。補正予算書の表紙をおめくりください。今回の補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ66万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億284万4,000円とするものです。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書の1ページ目をご覧ください。1款後期高齢者医療保険料につきましては414万9,000円を減額いたします。

2款使用料及び手数料につきましては2万4,000円を増額いたします。

4款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を98万5,000円減額いたします。

5款繰越金601万2,000円を増額につきましては、令和5年度の決算の繰越金となります。

6款諸収入につきましては23万6,000円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。2ページをご覧ください。1款総務費につきましては、人件費や検診委託料等の実績により23万4,000円を減額いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては87万5,000円を増額いたします。

3款諸支出金につきましては2万5,000円を増額となっております。

詳細につきましては、4ページ目以降、歳入歳出補正予算事項別明細書及び給与費明細書、歳出予算事業概要書を添付してございますので、後ほどご覧おきください。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

町民くらしの部に関する各特別事業の補正予算についてご説明申し上げましたが、慎

重に審議の上、原案にご賛同をくださいますようよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） それでは、議案第11号 令和6年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

初めに、保険事業勘定についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開き願います。まず、歳入から申し上げますと、3款国庫支出金の2項国庫補助金につきましては、内示額決定により1,626万5,000円を減額し、4款1項支払基金交付金78万1,000円、5款3項県補助金78万7,000円、7款1項一般会計繰入金を730万8,000円、2項基金繰入金4,000万円、それぞれ減額するものでございます。

7款繰入金のうち、3項介護サービス事業勘定繰入金を67万9,000円の増額、8款繰越金を1億566万2,000円増額するものでございます。

2ページをお開き願います。続いて、歳出について申し上げます。1款総務費につきましては、人件費や主治医意見書手数料等17万4,000円を減額いたします。

2款保険給付費につきましては、施設介護サービス給付費等、それらの見込み変更により2,266万4,000円減額し、4款地域支援事業費につきましては、人件費や介護予防訪問通所サービス事業費等475万4,000円減額いたします。

6款基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金を4,000万円増額いたします。

7款諸支出金につきましては、償還金、一般会計繰出金として2,879万2,000円増額するものでございます。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明を申し上げます。14ページをお開き願います。歳入から申し上げますと、2款繰越金を48万円増額いたします。

15ページをお開き願います。歳出について申し上げますと、2款諸支出金を保険事業勘定への繰出金として48万円増額するものでございます。

以上が介護保険特別会計の補正予算の概要でございます。慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） それでは、私からは議案第12号から14号の補正予算につ

いてご説明いたします。

初めに、議案第12号 令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ375万3,000円を減額し、予算の総額を1億1,278万3,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の概要につきましてご説明いたします。補正予算書の1ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、1款事業収入につきましては、見込んでいた保留地の処分が間に合わず486万6,000円を減額いたします。

次に、5款繰入金につきましては111万3,000円を増額いたします。これは、財源不足を補うための一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出につきまして申し上げます。2ページをご覧ください。歳出につきましては、全て年度末の決算見込みによる減額でございます。まず、1款総務費につきましては18万9,000円を減額いたします。

次に、土地区画整理費につきましては340万5,000円を減額いたします。

次に、3款公債費につきましては15万9,000円を減額いたします。

なお、4ページ以降に事項別明細書及び給与費明細書を添付してございますので、後ほどご覧おきをお願いいたします。

以上が令和6年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、議案第13号 令和6年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。予算書の表紙をめくっていただいて、次のページをお開き願います。今回提案しました補正予算は、本年度第2回のものでございます。

補正予算の内容でございますが、まず第2条でございますが、業務の予定量について、年間給水量を3万6,000立方メートル減し、181万4,000立方メートル、1日平均給水量を99立方メートル減しまして、4,969立方メートルとするものでございます。これは、実績に応じて減とするものでございます。

続いて、第3条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。初めに、収入についてご説明いたします。第1款水道事業収益を456万5,000円減額し、総額を5億2,529万7,000円とするものでございます。

第1項営業収益では、業務の予定量の減によるものが主なもので577万5,000円を減額

するものです。

第2項営業外収益では、下水道工事に伴う補償費121万円を増額いたします。

続いて、3条予算の支出でございます。第1款水道事業費用を2,488万3,000円減額し、総額を4億1,457万7,000円とするものでございます。

第1項営業費用2,488万3,000円の減、年度末の調整による減額が主なもので、増額では人事異動に伴う人件費、減価償却費、資産減耗費を増額としております。

次のページをお開きください。続いて、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。4条予算の収入不足分につきまして、補填する額を記載のとおり改めまして、支出の予定額を補正するものでございます。

第1款資本的支出を2,202万6,000円減額し、10億333万6,000円とするものでございます。第1項建設改良費2,202万6,000円減、水道管布設工事について実施を見送ったことによるもので、設計委託料と工事請負費の減額でございます。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてご説明いたします。今回の補正予算のうち、職員給与費を175万3,000円増額し3,821万円とするものについては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費とされてございます。

なお、以降に補正予算説明書として、実施計画、キャッシュフロー、給与費明細書、貸借対照表、実施計画説明書を添付してございますので、後ほどご覧おきをお願いいたします。

以上、水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、議案第14号 令和6年度下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。予算書の表紙をめくっていただき、次のページをお開き願います。今回提案しました補正予算は、本年度第2回のものでございます。

それでは、補正予算の概要につきましてご説明いたします。第2条は、3条予算の収益的収入及び支出の補正となっております。

初めに、収入についてご説明いたします。第1款公共下水道事業収益を174万4,000円減額し、総額を3億1,392万円とするもので、第1項営業収益では、下水道使用料の1,164万2,000円、こちらが主なもので、加入者の増加によるものでございます。

第2項営業外収益1,008万5,000円の減、主なものは営業収益の増加による一般会計からの補助金と負担金の減額でございます。第3項特別収益302万1,000円減、前年度消費

税還付金の減額でございます。

2 款農業集落排水事業収益を580万円減額し、総額を 3 億442万6,000円とするもので、第2 項営業外収益で一般会計からの補助金と負担金、長期前受金戻入を減額するもので、収益的支出のほうの減によるものでございます。

次に、収益的支出でございますが、第1 款公共下水道事業費用を1,068万7,000円減額し、総額を 2 億9,823万4,000円とするもので、第1 項営業費用938万7,000円の減、主に年度末の調整による減額と人事異動に伴う人件費の補正でございます。

減額の大きなものでは、ポンプ場の修繕費500万円の減、増額では流域下水道事業負担金、有形固定資産減価償却費の増などでございます。第2 項営業外費用では、企業債支払利息130万円を減額いたします。

第2 款農業集落排水事業費用では579万9,000円を減額し 3 億499万4,000円とするもので、第1 項営業費用では、減価償却費429万3,000円の減が主なもので、ほか年度末の調整による減額と、人事異動に伴う職員人件費の補正となっております。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。4 条予算の収入不足分につきまして、補填する額を記載のとおりに改めまして、支出の予定額を補正するものでございます。

収入でございますが、第1 款公共下水道事業資本的収入を672万8,000円減額し 2 億2,947万8,000円とするもので、第1 項企業債650万円、第2 項他会計出資金112万7,000円、第4 項国庫補助金200万円のそれぞれの減額は、事業費の減によるものでございます。第6 項受益者負担金及び分担金289万9,000円の増、こちらは新規加入者の増加によるものでございます。

第2 款農業集落排水事業資本的収入を197万3,000円増額し8,878万9,000円とするもので、主なものでは、第2 項他会計出資金324万1,000円の増、こちらは財源不足を補うための一般会計繰入金でございます。

続いて、資本的支出でございます。第1 款公共下水道事業資本的支出を879万円減額し、総額を 3 億1,465万2,000円とするもので、第1 項建設改良費について年度末の調整による減額でございます。

第2 款農業集落排水事業資本的支出を40万円減額し、総額を 1 億4,900万1,000円とするもので、第1 項建設改良費について、こちらも実績に合わせて減額するものでございます。

次のページをお開きください。第4条、企業債、こちらでは起債の限度額の補正となっております。事業費の変更による補正でございます。

続きまして、第5条、今回の補正予算のうち職員給与費の減額については、議会の議決を経なければ流用することができない経費とされてございます。

最後に、第6条、他会計からの補助金1,196万9,000円の増額、こちらにより予算第9条の額を改めるというものでございます。

なお、以降に、補正予算説明書として関係する資料を添付してございますので、後ほどご覧おきをお願いいたします。

以上が下水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

以上、議案第12号から14号の補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、赤荻妙子議員。

1番（赤荻妙子君） 議案第8号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第6号）のページ数35ページの1清掃総務費の八千代町ふれあい戸別収集事業は2024年度より始まりました事業ですが、現在幾つ設置されているのか実績について教えてください。お願いします。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 1番、赤荻議員のご質問にお答えします。

八千代町ふれあい戸別収集事業は、自ら家庭ごみを集積所へ排出することが困難な高齢者及び障害者等のみで構成されている世帯の日常生活の負担を軽減するため、町が委託した業者が週に1回、ご自宅までごみを収集に伺うものとなっておりますが、実績といたしましては現時点で9件ほど申込みがあって活動している次第でございます。よろしく申し上げます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 議案第8号と第9号、1点ずつ2点一括で質問させていただきます。

まず、議案第8号の一般会計補正予算からは、78ページに細かく書いてある緊急通報

もう一点は、議案第9号の国民健康保険特別会計補正予算の19ページ、保険医療機関等において一旦10割払った事例が何件あったのか教えていただきたいのと、あと昨年1月の時点で被保険者が3,642世帯で滞納世帯が883世帯ということだったのですけれども、最近のデータがあれば教えてください。

議長（上野政男君）　野中保健福祉部長。

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号２番、赤塚千夏議員のご質問にお答えをいたします。

こちらの利用者数は、総数では57名、緊急通報装置を設置しているというふうな状況でございます。

- 27 -

に使われる量を見込みまして、41万6,500円のうち30万円を減額したというふうな形になります。

こちらの扶助費につきましては、いずれも利用実績から不用と見込まれる額を減額し、不足すると見込まれるものについては、若干ですが、増額したというようなことになっております。

以上、答弁といたします。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号2番、赤塚議員からのご質問にお答えします。

質問内容といたしましては10割払った事例が何件あったのか及び今年度の保険者の世帯数と滞納世帯がどのぐらいあるのかということでお答えさせていただきます。

資格証明書などにより保険医療機関で一旦10割をお支払いいただいた事例は、令和6年度現在までに10件ほどございました。

続きまして、令和6年度の国民健康保険の世帯数、2月までの、これ平均となってしまうのですが、3,651世帯でした。現時点で4,165人の納税義務者の方に令和6年度の国民健康保険税が賦課されております。うち令和7年1月末までに納期が到来している期別納付書に一部でも未納付がある納税義務者は484人です。

なお、滞納繰越分を含めました未納がある納税義務者は822人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 質疑ありますか。

5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） 質問させていただきます。

一般会計補正予算の3款民生費、2項児童福祉費をご覧ください。こちら33ページのほうに出産お祝い支援事業と合わせて子育て環境整備支援事業の2つが上がっているかと思います。その子育て支援に関してかなり拡充を進めてきているかと思うのですが、結構補正で減っている状態で、こちらは子どもの数が想定していたよりも生まれた数が少なかったからこの額になっているのかということをお聞きしたいのと、またこの下の子育て環境整備支援事業のほうは、施設だったりその事業者の方に支払われるものだと思うのですが、こちらが補正となった理由というのが、そもそも子ども

の数が少なかったからなのか、また事業様が手を挙げてこなかったからなのか、そちらお聞かせください。お願いします。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号5番、谷中理矩議員の質問にお答えをいたします。

一般会計補正予算書の33ページの上の部分、3款民生費の2項児童福祉費の中で、右の事業説明のところで出産お祝い支援事業、それと子育て環境整備支援事業、これいづれも、こちらの出産お祝い支援事業は、子どもが生まれた際に20万円とか、3番目以降であれば30万円を支給するという事業でございますけれども、出生した子どもの数が少なかったということで不用となると思われる額を減額したものです。

その下の子育て環境を整備支援事業、こちらにつきましては、保育所等の施設のほうに支払う委託料でございますけれども、こちらは保育士の数とか園児の数とかによって変わってくるものですが、こちらの金額が余って不用額になるというふうに見込まれるために減額するものでございます。

以上答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 質疑ありませんか。

4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） 一般会計10ページの歳入、固定資産の現年度分が2億円近く増額になっております。12%ぐらい増えているのですけれども、この理由をちょっと教えてください。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号4番、吉田議員からのご質問にお答えします。

最近、工業団地で一部減免されておりました工場の固定資産が順次納付されるようになりましたので、その部分が多くなってきた次第でございます。ただ、個別案件にしましてはちょっと個人情報なので申し上げられないのですが、そういうふうな形で最近増えておるような状況でございます。

よろしく申し上げます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 大体の時間になってきて、最後の質問になろうかと思うのですが、中央土地区画整理事業の受持ちはどなたですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

中央土地区画整理事業を役場の北側周辺で行ったわけですが、また私が町長になったときにやはり始まった事業であったわけですが、今回、二十数年たった中で、まだ事業そのものは動いていると思うのですが、保留地処分というのがあります、保留地処分。この保留地処分はまだ町自体で管理している土地というのはどのくらいあるのか、それをまずお聞きして、今処分した場合に一般にお分けする保留地処分の単価というのは、大体幾らぐらいで分譲しているのか。あの当時、高野坪公民館に何百人も押しかけてきて、反対運動をやられた思いは、今二十数年前を思い出すのですが、そういう中で大分埋まってきたようですから、大体残地がどのくらいあって、その残地はどのくらいな単価で処分をするつもりでというのか、しているのか、それちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

中央地区、1工区になるのですけれども、そちらで現在売り出しているというのか、販売している保留地は、今のところ1区画になっております。来年になりますと、あと3区画増える予定で合計4区画になるのかというところで進めております。

販売の単価なのですが、予定ですけれども、平米当たり2万4,800円、こちらを予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） そうすると、部長、残地として町が管理しているというのか、保有しているのかどのくらいあるのか、それちょっとお聞きしたいのですよ、残置。まだあと500坪あるのか1,000坪あるのか、あと50坪しかないのか、その辺ところを。単価的な、坪六、七万円の話で大体分かりましたのですけれども、面積的に保留地としてまだ町が管理しているのか、中央土地区画整理事業の事業団体が管理しているのか分かりませんけれども、2種類の部分、まだ売出ししたいというのか、今年と来年また売するという話ですから、どのくらいあるのですか。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

まだ、区画が確定していない部分もあるかと思うのですが、事業としての残の面積としましては、80筆で1万8,765平米になりますが、残事業となっております。その中で区画が保留地として確定して、今現在1筆を販売しております、来年度3筆見込んでいくというようなところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 大分絞られてきていますから、今、その立場にいる役場職員は大変であると思うのですけれども、あの当時の思いからしますと、街宣車は来る、暴力団は来る、そういう中であの中央土地区画事業というのは切り開いてきたわけですが、今数字を見ますと、1万8,000ということは1町8反ぶりの数字、五千何百坪がまだ未処理であるようではございますけれども、なるべくちょっとずつ販売というか、八千代の地、あそこへ来る人たちの角度を変えて、安売りするというわけではないのですけれども、何か魅力をやって、現実に坪六、七万円の土地が今言ったように1町8反ぶり、5,400坪があるわけですから、その辺の処理をその立場立場で大変だろうけれども、やっていただきたいと、このように思います。

二十数年前、僕ちょっと頭をよぎったものですから質問させていただきました。答弁はなしでいいです。

議長（上野政男君） ほかに質疑。

3番、榎本哲朗議員。

3番（榎本哲朗君） 一般会計補正の中の33ページに、衛生費の中で、予防費4,577万7,000円の減額になっておりますけれども、このかなり大きな金額、これどういう経緯なのかちょっと教えていただければと思います。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の質問にお答えをいたします。

33ページの衛生費の中の予防費で4,577万7,000円減額となっているところなのですが、こちら1枚めくっていただきまして34ページのほうをご覧くださいますと、そ

の中で右端のほうに予防接種事業で4,100万円が減額になっております。これは新型コロナの予防接種が見込んだ数よりも大分接種者が少なくて、それで大きく予算が残ったために減額するというふうな内容になっております。

以上でございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第6号）から議案第14号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第2号）まで、7件一括して採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第6号）から議案第14号 令和6年度八千代町下水道事業会計補正予算（第2号）まで、7件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号 6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業太田地区排水路護岸工事請負変更契約の締結について

議長（上野政男君） 日程第10、議案第15号 6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業太田地区排水路護岸工事請負変更契約の締結について議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第15号 6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業太田地区排水路護岸工事請負変更契約の締結についての提案理由をご説明

申し上げます。

本工事につきましては、令和6年10月31日の第2回八千代町議会臨時会におきまして、契約締結の議決をいただき、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し、実施しているところでございます。

今回の変更に至った要因としまして、東京電力による電柱の移設工事の遅延、また作業用ヤードの変更に伴い、施工方法の変更となることにより、敷き鉄板・覆工板の設置及び工事影響箇所における樹木の伐採を追加することによりまして、税込み478万5,000円の増額となったものでございます。

この水路につきましては、水田はもとより宅地や道路の排水も流入するため、排水機能が損失した際、地域の農業生産者の皆様への被害に加え、周辺住民の皆様へも被害が発生することが考えられ、早急な復旧を目指し、現在進めているものでございます。

なお、去る2月4日の臨時議会におきまして、次年度への繰越明許について議決いただいております。

本案につきましては、工事請負における金額の変更ににつきまして、契約締結をいたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　討論なしと認めます。

これから議案第15号　6．農業水路等長寿命化・防災減災事業太田地区排水路護岸工事請負変更契約の締結について採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業太田地区排水路護岸工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議長（上野政男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

（午後 零時55分）